



公正取引委員会における 下請取引等適正化に向けた取組

令和2年8月28日
公正取引委員会事務総局

【下請事業者との取引をめぐる新たな課題】

- 親事業者による働き方改革の取組に伴う「しわ寄せ」や、下請事業者における働き方改革を妨げる行為への対応
- 新型コロナウイルスの影響による「しわ寄せ」への対応

1. 下請法違反行為に対する厳正な対応

→ 立入検査、書面調査等に係る予算として、令和2年度は1.3億円を計上。令和3年度も必要な予算要求を実施。

○ 違反行為を発見するための積極的な情報収集

- 大規模な書面調査の実施（親事業者6万名、下請事業者30万名）
 - 令和2年度調査において、新型コロナウイルスの影響によるしわ寄せとして、発注の取消しが増加することを想定した新たな調査事項を追加
 - 昨年度から、親事業者による長時間労働の削減等の取組により、下請事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注等のしわ寄せが生じていないかについても調査
- このほか、事業者からの違反被疑事実の報告（申告）、働き方改革に伴うしわ寄せに関する厚生労働省からの通報などを受け

○ 書面調査等を通じて把握した違反行為に対する厳正な対応

- 年間8,000件超の措置（※令和元年度）
- 働き方改革に関連する下請法違反行為に対する指導。必要に応じて、勧告も行う。（※詳細は次頁）

2. 下請法違反行為の未然防止のための取組

→ 講習会、実態調査等に係る予算として、令和2年度は0.8億円を計上。令和3年度も必要な予算要求を実施。

- 事業者向け講習会における、働き方改革に関連した下請法違反行為の実例等を活用した啓発
- 「新型コロナウイルス感染症拡大に関連する下請取引Q&A」の公表・周知
 - 受注の減少に伴い資金繰りが困難になった親事業者が、下請事業者に対する支払条件（支払手段、支払期日など）を変更しようとする場合の留意点などを取りまとめ

働き方改革に関連する下請法違反行為に対する指導事例

自動車部品等の製造を下請事業者に委託している製造会社A社は、下請事業者に対し、見積時点で予定していた納期を短縮し、下請事業者が休日出勤し納品することとなったにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、一方的に当初の見積価格により下請代金の額を定めていた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったときに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

日用品等の製造を下請事業者に委託している小売業者B社は、下請事業者に対し、自社の店舗における商品の陳列等の作業を行わせるため、従業員等を派遣するよう要請し、無償で当該作業を行わせていた。当該作業は、休日に行うことや8時間を超える長時間に及ぶこともあったことから、下請事業者は休日勤務や残業による対応を余儀なくさせられた。

このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益の提供要請に該当するとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

釣具部品等の製造を下請事業者に委託している製造会社C社は、自社の都合で、見積時点で予定していた製造期間よりも大幅に短い納期設定で発注したにもかかわらず、下請事業者と十分に協議せず、当初の見積単価を見直さないまま発注していた。その結果、下請事業者は残業等による対応を余儀なくさせられた。

このような行為は、下請法が禁止する買ったときに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

食料品の包装材の製造を下請事業者に委託している食料品卸売業者D社は、発注数量を急ぎよ増加し、下請事業者の従業員に長時間労働をさせることで対応させていた。

このような行為は、下請法が禁止する不当な給付内容の変更及び不当なやり直しに該当するおそれがあるとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。